

# 山梨県公報

第二千五百七十八号

平成二十八年

一月四日

木曜日

## 目次

### 告示

○道路の区域変更……………五三

○急傾斜地崩壊危険区域の指定……………五三

### 公告

○土地改良区役員の就任……………五四

○景観保全型広告規制地区に適用される基準の決定の案……………五四

○公共測量の実施……………五六

○公共測量の終了……………五六

## 告示

### 山梨県告示第三十二号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡南建設事務所身延道路課において、この告示の日から平成二十八年二月二十五日まで一般の縦覧に供する。

平成二十八年二月四日

山梨県知事 後藤 斎

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 南アルプス公園線
- 三 道路の区域

区間	旧新の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
南巨摩郡早川町高住字角瀬七六〇番三地先から	旧	一一・〇 一三・七	六四・六

### 山梨県告示第三十三号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和四十四年法律第五十七号)第三条第一項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。その関係図面は、山梨県県土整備部砂防課及び中北建設事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十八年二月四日

山梨県知事 後藤 斎

南巨摩郡早川町高住字角瀬七一六番四地先まで

新 一七・五  
三〇・四 六四・六

中谷戸の3	急傾斜地崩壊危険区域	標柱番号	郡市町村	大字	字	地番
一	〇	〇	甲斐市	宇津谷	中谷戸	四〇四五番一
二	〇	〇	同	同	同	同
三	〇	〇	同	同	同	同
四	〇	〇	同	同	同	同
五	〇	〇	同	同	同	同
六	〇	〇	同	同	同	同
七	〇	〇	同	同	同	同
八	〇	〇	同	同	同	同
九	〇	〇	同	同	同	同
十	〇	〇	同	同	同	同
十一	〇	〇	同	同	同	同
十二	〇	〇	同	同	同	同
十三	〇	〇	同	同	同	同
十四	〇	〇	同	同	同	同
十五	〇	〇	同	同	同	同
十六	〇	〇	同	同	同	同
十七	〇	〇	同	同	同	同
十八	〇	〇	同	同	同	同
十九	〇	〇	同	同	同	同

# 公 告

## ● 土地改良区役員の就任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、竜王土地改良区から次のとおり役員が就任した旨届出があった。

平成二十八年二月四日

山梨県知事 後 藤 齋

## 一 就 任

役職名	氏 名	住 所	就 任 年 月 日
理事	小宮山敏春	甲斐市西八幡一千百五十	平成二十七年三月二十七日

## ● 景観保全型広告規制地区に適用される基準の決定の案

山梨県屋外広告物条例（平成三年山梨県条例第三十五号）第七条の第三項の規定により、景観保全型広告規制地区を指定するので、同条第三項において準用する同条例第七条の第二項の規定により、次のとおり公告するとともに、指定する区域の図面及び強化する基準を記載した書面を公衆の縦覧に供する。

なお、同条例第七条の第三項において準用する同条例第七条の第二項の規定により、関係市町村の住民及び利害関係人は、縦覧期間が満了する日までに、縦覧に供された指定する区域の図面及び強化する基準を記載した書面について知事に意見書を提出することができる。

平成二十八年二月四日

山梨県知事 後 藤 齋

## 一 景観保全型広告規制地区の名称及び区域

名 称	区 域
新倉トンネル西側地区	南都留郡富士河口湖町の一部（次の図に示す部分に限る。）
船津小海線地区	南都留郡富士河口湖町の一部（次の図に示す部分に限る。）

（「次の図」は省略する。）

二 景観保全型広告規制地区に適用される山梨県屋外広告物条例第七条第四項の基準の決定の案の概要

別表のとおり

## 三 縦覧の場所等

### 1 場所

甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県県土整備部県土整備総務課美しい県土づくり推進室

富士吉田市上吉田二丁目二番五号 山梨県富士・東部建設事務所吉田支所富士北麓景観対策課

### 2 期間

この公告の日から平成二十八年二月十八日までの山梨県の休日を除く日  
成元年山梨県条例第六号）に定める県の休日を除く日

### 3 時間

午前八時三十分から正午まで及び午後一時から午後五時十五分まで  
意見書の提出先等

## 四 提出先

三の1に掲げる場所

### 2 記載事項

- (一) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (二) 利害関係人にあるは、利害関係の内容
- (三) 意見を述べようとする景観保全型広告規制地区の名称及び意見

### 3 提出期限

平成二十八年二月十八日

基準項目

現行の基準

第一種許可地域

第二種許可地域

適用される基準の決定の案の概要

共通基準

色彩

制限しないものとする。

新倉トンネル西側地区（現行の基準は、第一種許可地域）

船津小海線地区（現行の基準は、第一種許可地域）

個別基準

建築物を利用する広告物等に係る基準

高さ

屋上から広告物等の上端までの高さが八メートル以下であること。

屋上から広告物等の上端までの高さが十メートル以下であること。

一 使用できる色彩の数の制限  
二 最大面積の明度及び彩度の制限  
三 周辺の風致及び景観と調和したものとする。

建築物に係る基準

自家用広告物以外の広告物等

高さ

一定の基準を満たした場合に限り、許可するものとする。

原則として、地上から広告物等の上端までの高さが十二メートル以下であること。

許可しないものとする。

建設するに係る基準

自家用広告物

高さ

原則として、地上から広告物等の上端までの高さが十二メートル以下であること。

原則として、地上から広告物等の上端までの高さが十五メートル以下であること。

地上から広告物等の上端までの高さが五メートル以下であること。

工作物を利用するに係る基準

自家用広告物以外の広告物等（道標及び案内図を除く。）

表示面積

表示面積が四十平方メートル以下であること。

表示面積が五十平方メートル以下であること。

一個につき一方の表示面積が四平方メートル以下で、かつ、自己の管理する一の住宅又は事業場の敷地内における表示面積の合計が二十平方メートル以下であること。

その他の工作物を利用するに係る基準

簡易な広告物等に係る基準

高さ

地上から広告物等の上端までの高さが二十メートル以下であること。

地上から広告物等の上端までの高さが三十メートル以下であること。

地上から広告物等の上端までの高さが五メートル以下であること。

表示面積

表示面積

一の工作物につき表示面積の合計が三十平方メートル以下であること。

一の工作物につき表示面積の合計が四十平方メートル以下であること。

地上から広告物等の下端までの高さが四メートル以下であること。

高さ

高さ

地上から広告物等の下端までの高さが二・五メートル以上であること。

地上から広告物等の下端までの高さが二・五メートル以上であること。

一枚につき一方の表示面積が四平方メートル以下であること。

表示面積

表示面積

地上から広告物等の下端までの高さが五メートル以下であること。

地上から広告物等の下端までの高さが五メートル以上、歩道にあつては四・五メートル以上であること。

許可しないものとする。

高さ

高さ

地上から広告物等の下端までの高さが五メートル以下であること。

地上から広告物等の下端までの高さが五メートル以上、歩道にあつては四・五メートル以上であること。

許可しないものとする。

表示面積

表示面積

地上から広告物等の下端までの高さが五メートル以下であること。

地上から広告物等の下端までの高さが五メートル以上、歩道にあつては四・五メートル以上であること。

許可しないものとする。

本数

本数

制限しないものとする。

地上から広告物等の下端までの高さが五メートル以下であること。

のぼり、旗その他これらに類するものを、道路の路肩から五メートル以内に設置する場合は、相互の間隔を五メートル以上離すこと。なお、自己の管理する一の住宅又は事業場の敷地内で、かつ、三本以下の場合はこの限りでない。

備考

新倉トンネル西側地区及び船津小海線地区に共通して適用される基準のみを掲載  
詳細は、縦覧に供する書類のとおり

● 公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により甲府市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十八年二月四日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 測量の種類 公共測量（道路台帳作成）
- 二 測量の地域 甲府市の一部
- 三 測量の期間 平成二十八年一月十八日から同年三月三十一日まで

● 公共測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により富士河口湖町小立土地区画整理組合から次のとおり公共測量の実施を終わった旨の通知を受けたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十八年二月四日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 測量の種類 公共測量（区画整理 出来形確認測量）
- 二 測量の地域 南都留郡富士河口湖町小立
- 三 測量の期間 平成二十六年一月六日から同年三月三十一日まで